（医療法の一部改正）

第八十一条　医療法（昭和二十三年法律第二百五号）の一部を次のように改正する。

第四十六条の四第二項第二号を次のように改める。

二　心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として厚生労働省令で定めるもの

（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正）

第八十二条　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

第三十三条第二項第二号中「、又は」を「又は」に改め、同項第四号を次のように改める。

四　心身の故障により前項の規定による同意又は不同意の意思表示を適切に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

（社会福祉法の一部改正）

第八十三条　社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

第四十条第一項第二号を次のように改める。

二　心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として厚生労働省令で定めるもの

第百十五条第二項を次のように改める。

2　第四十条第一項の規定は、配分委員会の委員について準用する。

（麻薬及び向精神薬取締法の一部改正）

第八十四条　麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、第七号を第六号とする。

第五十条第二項第二号中「トまで」を「ヘまで」に改め、同号ロ中「禁錮（こ）」を「禁錮」に改め、同号中ニを削り、ホをニとし、ヘをホとし、同号ト中「ヘ」を「ホ」に改め、同号トを同号ヘとする。

第五十一条第一項中「第七号」を「第六号」に改め、同条第二項中「ト」を「ヘ」に改める。

（あへん法の一部改正）

第八十五条　あへん法（昭和二十九年法律第七十一号）の一部を次のように改正する。

第十三条中第二号を削り、第三号を第二号とする。

第四十二条第一項中「又は第三号」を削る。

（水道法の一部改正）

第八十六条　水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）の一部を次のように改正する。

第二十五条の三第一項第三号イを次のように改める。

イ　心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

第二十五条の三第一項第三号ホ中「ニ」を「ホ」に改め、同号ホを同号ヘとし、同号中ニをホとし、ハをニとし、ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部改正）

第八十七条　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第三号ホ中「成年被後見人又は」を削り、「若しくは」を「又は」に改める。

（薬剤師法の一部改正）

第八十八条　薬剤師法（昭和三十五年法律第百四十六号）の一部を次のように改正する。

第四条中「、成年被後見人又は被保佐人」を削る。

第六条中「又は第二項」を削る。

第八条第一項を削り、同条第二項を同条第一項とし、同条第三項中「前二項」を「前項」に、「行なわれる」を「行われる」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「又は第二項」を削り、「として第二項」を「として第一項」に、「とき、」を「とき」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「、第二項」を削り、同項を同条第四項とし、同条第六項中「又は第二項」を削り、同項を同条第五項とし、同条中第七項を第六項とし、第八項を第七項とし、同条第九項中「第六項」を「第五項」に、「第七項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項を同条第九項とし、同条第十一項中「第九項」を「第八項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十二項中「第二項」を「第一項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十三項第一号中「第二項」を「第一項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十四項中「第十二項」を「第十一項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十五項中「第十三項」を「第十二項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十六項中「第十二項又は第十四項前段」を「第十一項又は第十三項前段」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十七項中「第六項又は第十二項」を「第五項又は第十一項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十八項中「第六項」を「第五項」に、「第七項」を「第六項」に、「第十二項」を「第十一項」に、「第十三項」を「第十二項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十九項中「第六項」を「第五項」に、「第十二項」を「第十一項」に、「第十四項前段」を「第十三項前段」に改め、同項を同条第十八項とする。

第八条の二第一項中「前条第二項第一号」を「前条第一項第一号」に、「同条第四項」を「同条第三項」に改め、同条第五項中「前条第十二項から第十九項まで（第十四項」を「前条第十一項から第十八項まで（第十三項」に改める。

第八条の三第一項中「第八条第二項」を「第八条第一項」に改める。

第十条中「政令で」の下に「、第八条第一項の処分」を加える。

第二十八条の三中「第八条第六項及び第十項前段、同条第十二項及び第十三項」を「第八条第五項及び第九項前段、同条第十一項及び第十二項」に、「第八条第七項」を「第八条第六項」に、「第八条第十項後段」を「第八条第九項後段」に改める。

第三十条第一号中「第八条第二項」を「第八条第一項」に改める。

（社会保険労務士法の一部改正）

第八十九条　社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第二号を次のように改める。

二　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第五条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同条第六号中「禁錮（こ）」を「禁錮」に改め、同号を同条第五号とし、同条中第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、第九号を第八号とする。

第十四条の十第一項中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同項第四号中「第六号まで、第八号及び第九号の一」を「第五号まで、第七号及び第八号のいずれか」に改める。